

平成 2 3 年第 7 回  
上小阿仁村議会臨時会  
会 議 録

平成 2 3 年 1 1 月 2 9 日 (開会)

平成 2 3 年 1 1 月 2 9 日 (閉会)

平成 23 年第 7 回上小阿仁村議会臨時会会議録

○招集（開会）年月日 平成 23 年 11 月 29 日

○招 集 場 所 上小阿仁村議会議場

○開議年月日（時間） 平成 23 年 11 月 29 日（10 時 00 分）

○出席議員

1 番	小 林	信 君	2 番	長 井	直 人 君
3 番	齊 藤	鉄 子 君	4 番	佐 藤	真 二 君
5 番	萩 野	芳 紀 君	6 番	北 林	義 高 君
7 番	伊 藤	敏 夫 君	8 番	武 石	善 治 君

○欠 席 議 員 な し

○地方自治法第 121 条の規定により説明のため、会議に出席した者の職氏名

村	長	中 田 吉 穂
副	村 長	加賀谷 敏 明
総	務 課 長	萩 野 謙 一
住 民 福 祉 課	長	小 林 悦 次
産 業 課	長	中 嶋 辰 雄
建 設 課	長	小 林 隆
特別養護老人ホーム施設長		鈴 木 壽美子
主幹兼診療所事務長		鈴 木 義 廣
代 表 監 査 委 員		齊 藤 登
教 育 長		出 川 幸 三
教育委員会主幹兼事務局長		田 中 文 隆

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	伊 藤 秀 明
議会書記	小 林 京 子

○村長提出議案の題目 別紙のとおり

○議員提出議案の題目 な し

○議 事 日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第 1 号 平成 23 年度上小阿仁村一般会計補正予算について
- 第 4 議案第 2 号 平成 23 年度上小阿仁村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算について
- 第 5 議案第 3 号 平成 23 年度上小阿仁村国民健康保険診療施設勘定特別会計補正予算について
- 第 6 議案第 4 号 平成 23 年度上小阿仁村特別養護施設特別会計補正予算について
- 第 7 議案第 5 号 平成 23 年度上小阿仁村農業集落排水事業特別会計補正予算について
- 第 8 議案第 6 号 平成 23 年度上小阿仁村下水道事業特別会計補正予算について
- 第 9 議案第 7 号 平成 23 年度上小阿仁村介護保険事業勘定特別会計補正予算について
- 第 10 議案第 8 号 平成 23 年度上小阿仁村農業集落排水事業特別会計への繰入れについて
- 第 11 議案第 9 号 平成 23 年度上小阿仁村下水道事業特別会計への繰入れについて
- 第 12 議案第 10 号 議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 13 議案第 11 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 14 議案第 12 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 15 議案第 13 号 教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 16 佐藤真二議員の議員の資格決定の件

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○会議録書名議員の氏名

2番 長 井 直 人 君

3番 齊 藤 鉄 子 君

---

10時00分 開会

○議長（武石善治） ただ今の出席議員は、8名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成 23 年第 7 回上小阿仁村議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

### 日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（武石善治） 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 119 条の規定により議長において、2番 長井直人君、3番 齊藤鉄子君を指名いたします。

### 日程第 2 会期の決定

○議長（武石善治） 日程第 2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日 1 日限りといたしたいと思ます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 異議なしと認めます。よって、会期は 1 日間と決定いたしました。

### 説明員の通告

○議長（武石善治） 説明員の通告がありますので報告いたします。

副村長、加賀谷敏明君。総務課長、萩野謙一君。住民福祉課長、小林悦次君。産業課長、中嶋辰雄君。建設課長、小林隆君。特別養護老人ホーム施設長、鈴木壽美子君。主幹兼診療所事務長、鈴木義廣君。代表監査委員、齊藤登君。教育長、出川幸三君。教育委員会主幹兼事務局長、田中文隆君。

### 日程第 3 議案第 1 号 上程・採決

○議長（武石善治） 日程第 3 議案第 1 号 平成 23 年度上小阿仁村一般会計補正予算についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○ **総務課長（萩野謙一）** 横長の臨時議会提出関係議案お願いいたします。  
1 ページでございます。議案第 1 号 平成 23 年度上小阿仁村一般会計補正予算（第 7 号）でございます。既定の歳入歳出予算のうち、歳出予算を組み替えるものでございます。5 ページお願いいたします。各科目毎の補正額を載せております。1 款から 10 款までの補正額 81 万 9,000 円を予備費を財源とするものでございます。81 万 9,000 円の内訳といたしましては、給与改定による人件費関係の補正額 39 万 9,000 円、10 款教育費の工事請負費が 42 万円となっております。次のページお願いいたします。このあと各科目に給与改定にともなう人件費関係の補正を載せておりますが、これにつきましては、このあと議案第 1 2 号で説明いたします県人事委員会勧告による給与改定に係るものでございます。詳しい説明は省略させていただきたいと思っております。つぎ 15 ページお願いいたします。人件費以外の補正でございます。10 款 4 項 7 目の生涯学習センター管理費 42 万円の追加でございます。工事請負費といたしまして冷温水発生器部品取替工事でございます。これは生涯学習センターの暖房機の修繕を行うものでございます。14 款 1 項 1 目予備費、財源といたしまして予備費を減額するものでございます。以上でございます。

○ **議長（武石善治）** これより質疑を行います。質疑はありますか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○ **議長（武石善治）** 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。  
これより討論を行います。討論はありますか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○ **議長（武石善治）** 討論がないようですので、討論を終結いたします。  
議案第 1 号 平成 23 年度上小阿仁村一般会計補正予算についての件を採決いたします。

本案は、原案どおり決してこれにご異議ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○ **議長（武石善治）** 異議なしと認めます。よって本案は原案どおり可決されました。

#### **日程第 4～11 議案第 2 号～ 9 号 上程・採決**

**議長（武石善治）** 日程第 4 議案第 2 号 平成 23 年度上小阿仁村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算についての件から日程第 11 議案第 9 号 平成 23 年度上小阿仁村下水道事業特別会計への繰入についての件まで 8 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務課長

○ **総務課長（萩野謙一）** さきほどの議案の 23 ページをお願いいたします。

議案第2号 平成23年度上小阿仁村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(3号)でございます。このあとの特別会計これを含めまして全て給与改定に伴う人件費関係総額から歳入歳出それぞれ1,000円を減額し4億1,606万8,000円とするものでございます。30ページお願いいたします。歳出の1款1項1目の一般管理費1,000円の減額でございます。給料の減額が4,000円、職員手当等3,000円の追加でございます。このあと特会につきましては全てこうした人件費関係の補正でございます。秋田県人事委員会勧告によるものでございますので、このあと各特会の各科目についての説明は省略させていただきます。

次37ページでございます。議案第3号 平成23年度上小阿仁村国民健康保険診療施設勘定特別会計補正予算(3号)でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3万4,000円を追加し1億3,576万円とするものでございます。全て人件費関係の補正でございます。

次51ページをお願いいたします。議案第4号 平成23年度上小阿仁村特別養護施設特別会計補正予算(第4号)でございます。既定の歳入歳出予算のうち歳出予算の組み替えるものでございます。これについても全て人件費関係でございます。

続きまして61ページでございます。議案第5号 平成23年度上小阿仁村農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2万1,000円を追加して7,730万9,000円とするものでございます。これについても人事委員会勧告による人件費関係の補正でございます。

次が75ページでございます。議案第6号 平成23年度上小阿仁村下水道事業特別会計補正予算(第3号)であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1万4,000円を追加して4,326万円とするものでございます。これにつきましても人件費関係の補正でございます。

次が89ページでございます。議案第7号 平成23年度上小阿仁村介護保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2万1,000円を追加して3億7,449万2,000円とするものでございます。

続きまして別冊の縦長の臨時会提出議案をお願いいたします。1ページでございます。議案第8号 平成23年度上小阿仁村農業集落排水事業特別会計への繰入れについて 平成23年度上小阿仁村農業集落排水事業特別会計は職員給与費分として、平成23年度上小阿仁村一般会計から繰り入れる額を2万1,000円追加し、5,518万3,000以内とすることについて、議会の議決を求める。提案理由といたしましては地方財政法の既定により提出するものでございます。

続きまして次のページでございます。議案第9号 平成23年度上小阿仁村下水道事業特別会計への繰入について 平成23年度上小阿仁村下水道事業特別会計は職員給与費分として平成23年度上小阿仁村一般会計から繰り入れる額を1万4,000円追加し、2,729万3,000円以内とすることについて議会の議決を求める。提案理由としてしまして地方財政法の既定により提出するものでございます。以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（武石善治） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第2号から議案第9号までについての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

議案第2号 平成23年度上小阿仁村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算についての件を採決いたします。

本案は、原案どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 異議なしと認めます。よって本案は原案どおり可決されました。

議案第3号 平成23年度上小阿仁村国民健康保険診療施設勘定特別会計補正予算についての件を採決いたします。

本案は、原案どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 異議なしと認めます。よって本案は原案どおり可決されました。

議案第4号 平成23年度上小阿仁村特別養護施設特別会計補正予算についての件を採決いたします。

本案は、原案どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 異議なしと認めます。よって本案は原案どおり可決されました。

議案第5号 平成23年度上小阿仁村農業集落排水事業特別会計補正予算についての件を採決いたします。

本案は、原案どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 異議なしと認めます。よって本案は原案どおり可決さ

れました。

議案第6号 平成23年度上小阿仁村下水道事業特別会計補正予算についての件を採決いたします。

本案は、原案どおり決してこれにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○ **議長(武石善治)** 異議なしと認めます。よって本案は原案どおり可決されました。

議案第7号 平成23年度上小阿仁村介護保険事業勘定特別会計補正予算についての件を採決いたします。

本案は、原案どおり決してこれにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○ **議長(武石善治)** 異議なしと認めます。よって本案は原案どおり可決されました。

議案第8号 平成23年度上小阿仁村農業集落排水事業特別会計への繰入れについての件を採決いたします。

本案は、原案どおり決してこれにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○ **議長(武石善治)** 異議なしと認めます。よって本案は原案どおり可決されました。

議案第9号 平成23年度上小阿仁村下水道事業特別会計への繰入れについての件を採決いたします。

本案は、原案どおり決してこれにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○ **議長(武石善治)** 異議なしと認めます。よって本案は原案どおり可決されました。

#### **日程第12～15 議案第10号～13号 上程・採決**

○ **議長(武石善治)** 日程第12 議案第10号 議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例についての件から、日程第15 議案第13号 教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についての件まで、4件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○ **総務課長(萩野謙一)** 3ページをお願いいたします。議案第10号議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について。提案理由といたしましては、議会の議員の期末手当の改定をするとともに、該当手当について平成23年12月に支給する額を減ずる措置を講ずる必要があるため、この条

例案提出するものであります。次のページでございます。

この改正につきましては11月2日に出されました県人事委員会勧告に従いまして期末手当の支給額の改定を行うものでございます。第1条については本年の改定に関するもの、第2条が来年以降の既定に関するものでございます。まず、第2条の改正についてからご説明いたします。これについては、これまで6月支給期末手当1.375ヶ月であったものが、0.025ヶ月引き上げて1.4ヶ月に、12月支給1.55ヶ月であったものを同じく0.025ヶ月引き上げて1.575ヶ月にするものでございます。これによりまして、年間支給額は0.05ヶ月引き上げとなります。これを来年支給の期末手当から実施することが第2条の改正でございます。次に第1条の改正でございますけれども県の人事委員会勧告では0.05ヶ月の期末手当の引き上げは今年12月支給から実施するという勧告でございました。今年の支給分につきましては厳しい村の経済状況を考慮いたしまして、議員につきましてはこれを実施しないという判断をいただいております。それにそった第1条の改正となっております。

続きまして議案第11号 特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。これにつきましては村長、副村長の期末手当の額を改定するとともに、該当手当について平成23年12月に支給する額を減ずる措置を講ずる必要があるため、この条例案提出するものであります。次のページでございます。この条例は村長、副村長の給料、旅費について定めたものでございます。今回の改正につきましては議員と同様期末手当の支給額を改正するものでございます。村長、副村長の期末手当の支給額は議員と全て同じであります。従って今回の改正も同様の内容となっております。まず、第2条につきましては来年以降の期末手当の年間支給額を合計0.05ヶ月引き上げるものでございます。第1条につきましては議員の場合と同様今年12月支給の期末手当につきましては厳しい村の経済状況を考慮いたしまして、村長、副村長につきましてはこれを実施しないという判断をいただいております。それにそった第1条の改正となっております。

続きまして議案第12号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。提案理由といたしましては秋田県人事委員会の勧告に準じて、一般職の職員の給料月額及び期末手当の額を改定する必要があるため提出するものでございます。次のページでございます。県の人事委員会勧告に従いまして給料表の金額及び期末手当の支給額を変更するものでございます。条文中には再任用の職員の規定など現在の村の職員で適用を受けることのない条項もございますので、それにつきましては説明を省略させていただきます。まず第1条につきましては今年12月支給の期末手当の額を県の人事委員会勧告に従いまして、0.05ヶ月引き上げて1.4ヶ月とするものでございます。こ

のページ以降18ページまで給料表が記載されております。これにつきましては、主に中高年齢層、高齢職員を対象にいたしまして給料表の減額とするものでございまして、12月1日実施でございます。次のページ第2条でございます。来年以降施行の期末手当の額を6月支給分、12月支給分それぞれ0.025ヶ月を引き上げるものでございます。最後でございますが、中程の附則第2項につきましては先程の給料の減額された職員につきまして4月に遡りまして減額となりました給料額に相当する金額を12月支給期末手当から差し引くという内容でございます。

続きまして21ページ 議案第13号 教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。提案理由といたしましては教育長の期末手当について平成23年12月に支給する額を減ずる措置を講ずる必要があるため提出するものでございます。次のページでございます。附則の次に1項を加えるというものでございまして、第4項 平成23年12月に支給する期末手当については第4条の規定によりその例によることとされる一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例第1条の規定には、適用しないというものでございます。この条例の第4条の規定につきましては扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、退職手当の支給については一般職の職員の例によると規定されていまして、只今の議案第12号の一般職の改正がなされますと教育長も自動的に発生する規定となっております。ただ今回につきましては、議員、村長、副村長の場合と同様12月支給の期末手当につきましては厳しい村の経済状況を考慮いたしまして、教育長についてはこれを実施しないと判断を頂いておりまして、そのための附則の改正となっております。以上でございます。

○ **議長（武石善治）** これより質疑を行います。2番 長井君。

○ **2番（長井直人）** 資料の方ですけれども22ページ条例（平成23年上小阿仁村条例第 号の号数が抜けておりますので、ここの説明をお願いします。

○ **総務課長（萩野謙一）** 先程説明いたしましたように、教育長の給料は一般職の職員の給料が改正されますと改正されることとなります。今回はたまたま同じ議会の中に一般職の職員の改正議案及び教育長の給与の改正議案同時に提出されております。この〔〕書きにつきましては先程の議案第12号の一般職の職員の給与に関する条例が交付されまして番号が付きますとつきます。今回の場合まだ番号が交付されておられませんので空欄になります。交付された時点で整理されて番号を入れさせていただきたいと思っております。

○ **議長（武石善治）** 2番さんよろしいですか。他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○ **議長（武石善治）** 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第 10 号から議案第 13 号までについて討論を行います。  
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○ **議長(武石善治)** 討論がないようですので、討論を終結いたします。  
議案第 10 号 議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について  
の件を採決いたします。

本案は、原案どおり決してこれにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○ **議長(武石善治)** 異議なしと認めます。よって本案は原案どおり可決され  
ました。

議案第 11 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一  
部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案どおり決してこれにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○ **議長(武石善治)** 異議なしと認めます。よって本案は原案どおり可決され  
ました。

議案第 12 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につ  
いての件を採決いたします。

本案は、原案どおり決してこれにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○ **議長(武石善治)** 異議なしと認めます。よって本案は原案どおり可決され  
ました。

議案第 13 号 教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一  
部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案どおり決してこれにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○ **議長(武石善治)** 異議なしと認めます。よって本案は原案どおり可決され  
ました。

#### **日程第 16 佐藤真二議員の議員の資格決定の件 上程・採択**

○ **議長(武石善治)** 日程第 16 佐藤佐藤真二議員の議員の資格決定の件を  
議題といたします。地方自治法第 117 条の規定によって、佐藤真二君の退場  
を求めます。

(佐藤真二議員退場)

本件について委員長報告を求めます。

資格審査特別委員長、2 番 長井直人君。

(登壇して資格審査特別委員長報告)

**○2番(長井直人)** 平成23年11月29日 上小阿仁村議会議長 武石善治様  
資格審査特別委員会 委員長 長井直人 委員会審査報告書

本委員会に付託された「議員佐藤真二君の資格の有無」について、審査の結果、別紙決定書案のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。記 本特別委員会設置の経緯

平成23年9月13日、萩野芳紀議員より佐藤真二議員に対する資格決定要求書が提出されました。内容は、佐藤真二議員が、村と取引関係にある佐藤商店の経営者として経営に参画している状況から、地方自治法第92条の2に規定する議員の兼業禁止に該当するかどうか資格審査を要求するものでした。

村委員会条例第6条第1項により、この要求書の提出をもって資格審査特別委員会が設置されました。

これにより、資格決定の件は特別委員会に付託され、閉会中の継続審査とすることになりました。

審査内容 この件の当事者である佐藤真二議員より平成23年9月13日に次の内容の答弁書が提出されました。

「個人営業である議員は、当該普通公共団体に対し請負をすることができないが、そのことを理由に直ちに兼業禁止とは判断できず、ここで規定する一定期間にわたる継続的な取引関係に立つものに該当するかどうかで判断されるものと思われまます。自分は、議員になってから佐藤商店として役場とは物品の取引はしていないものと確信しておりましたが、このたび妹が内容を知らないで今までと同じように役場からの注文に際し、数回にわたり酒類を販売してしまっており、誠に反省しております。これから、役場の自販機も撤去しますし、二度と販売しません。ご理解と適切な判断を仰ぎたい」という内容であります。

審査特別委員会は平成23年9月14日の第1回から平成23年11月14日の第5回まで、萩野芳紀議員からの資格審査要求書及び佐藤真二議員の答弁書に基づき審査を行ってきました。

審査のなかでは、関係する必要書類の提出と店舗従業員や役場担当職員による証人喚問を行いながら内容を精査していきました。指摘のあった4件の取引と新たに自動販売機の設置(行政財産使用許可)と佐藤商店の代表者変更届(平成23年6月2日)提出と8月末の敬老会の見積もり入札への参加、当選当時(5月)武石議長からの兼業禁止についての確認と注意に対する本人の言葉が明らかになり、佐藤商店の代表者(経営者)の確認と代表者変更届の取り扱いが重要な確認作業となりました。というのも、6月2日提出のこの届出書には名称佐藤商店代表者鈴木真由美、代表者変更、変更前佐藤真二、変更後鈴木真由美、変更年月日平成23年4月16日となっており、これが正しければ4件の

取引も入札参加も自動販売機の設置もなんの問題もなくなるわけですが実際には代表者も佐藤真二のままで、代表者変更届出後も役場とは佐藤商店佐藤真二名義での取引が継続されていたため余計つじつまが合わない状況になったからでした。

同法 92 条の 2 では法人よりも個人事業主に非常に厳しい内容になっており金額の大小のみにかかわらず一定期間の継続的な取引についても該当するとしており、数少ない判例を参考に、一定期間の契約、継続的取引、代表者変更届提出の真意についてさらに慎重に審査いたしました。しかしながら今回の案件は非常に難しくどれを取っても必ずしも該当しないとは判断しがたく逆に言えば、すべて該当しているともとれる内容で、単に法に示された文言に照らし合わせれば 92 条の 2 に抵触しているといえますが、事実上の行為を法の趣旨に照らし合わせて考えると一連の不備が故意であるか否かがこの案件の焦点になると考え、本人はじめ当時の総務課長に再度聴取いたしました。

結論 以上の審査結果を踏まえ、委員会としての意見を集約いたしました。委員からは「新人議員で地方自治法をよく理解していなかった点、経営自体を妹に任せており販売していたことすら本人には認識がなかった点、取引が単発で継続的な取引に当たらない点、代表者変更届についても故意ではなく、まちがだった点、内容的にも議員資格の剥奪までは必要ない」などの最終意見が出されました。

今回の事案は「指摘のあった取引については、92 条の 2 で規定する請負、すなわち本来ひろく営業としてなされる経済的ないし営利的な取引契約に含まれる行為ではあるものの、一定期間にわたる継続的な取引契約ではなく、現金売買のごとく単なる一取引であり「請負」には該当しない」との全委員の判断でした。

委員会採決では、別紙決定書案のとおり、「地方自治法第 92 条の 2 の規定に該当せず、議員資格を有する」と決定いたしました。

おわりに 今回、地方自治法第 92 条の 2 の規定に該当しないとする特別委員会の審査結果ではありましたが、委員長の私としては当事者である佐藤真二議員に対し強く反省を求め厳重に注意いたします。

本来今回のような事案は、公職の選挙に立候補しようとする人であれば（それも経営者であればなおの事）事前に調べ違反しないよう、該当しないように整理して臨むものであり、必要に応じて当選後に対応すべきものであります。ですから全国的にも同様の判例が極めて少ない事案でもあります。当選後新人だからと言って許されるべきものではありません。当然ながら佐藤議員は法人の会社に至っては名義をかえて対応して、個人事業のみを残し、村とどう対応していくのか充分理解していました。その証拠に、武石議長の注意にも耳を傾け

「役場とは取引をしない、自販機も撤去する。」と自身の考えをはっきりと明言しています。にもかかわらず自身の発言に責任も持たず商店を経営し、村と取引を継続、6月には月日を4月にまで遡った佐藤商店の代表者変更届を村に提出しており、意図的に自動販売機を残したいとする思惑が見受けられます。

ここで新たに浮き彫りになったのが行政財産の使用許可契約であり、平成23年4月1日に佐藤商店佐藤真二と上小阿仁村長とで契約しています。これについては民法所定の請負のみならず、ひろく営業としてなされる経済的ないし営利的な取引契約であり、しかも一定期間にわたる継続的な取引契約に該当し、なおかつ公職選挙法第104条第1項（請負をやめない場合地方公共団体の議会の議員又は長の当選人の失格）に抵触していることとなります。これによると当選告知を受けた日から5日以内に行政財産使用許可の返還もしくは名義の変更（書き換え）の申請が必要で、92条の2又は142条に規定する関係を有しないとす旨の届出をしないとその当選を失うこととなります。

また村に1店舗しかない業種ならいざ知らず、当村には酒類の販売店が7店、飲料についてはプラス3店計10店の店舗があります。5月から8月の4ヶ月の間で村が発注する酒類・飲料の納入がどの程度あるのか、何店から納品されているのか、敬老会の見積もり入札に参加していることも含めて考えると、その行ないは軽率で議員が経営者たることの重要性、自身の議員としての責任の重さというものに欠如していたとしか思えません。

確かに過去の判例においては、会社法の改正により資本金の制限がなくなった法人と個人の違いをこれほどまでに付ける事こそが問題として、法的には抵触しているが議員資格を剥奪するまでには至らない行為として「資格を有する」とした事例もありますが、この判例があったのが平成17年。しかしながらこの後現在に至るまで地方自治法92条の2については法改正すら行われてはいないのが現状であります。

審査最終日、5回目の本人の弁明を思い起こしてください。自身の責任を認め、悪意はなく自身の不徳のいたすところと深く反省し謝罪をしています。委員からは「今後は92条の2に触れないように、今後に注意して」という指摘が出ていました。これは「抵触しているけれども」ということではないでしょうか。

今一度委員の皆さんに申し上げます。本案件は一見、軽微なものと思うかもしれませんが、審査過程で明らかになり慎重に審査してきた中身については、目に見えないとても重要かつ難しい判断を要する事柄が幾重にも重なっているものと思われまます。今一度これまでの審査内容をよく思い起こして採決していただきたいと思ひます。

新人であろうがなかろうが議員は議員です。言うまでもなく議員というのは自

身だけの立場ではなく、多くの村民の負託を受けている立場です。佐藤議員も305人の方々の支持を得て議員に当選いたしました。その責任の重さ、自身の立場と言動の重大性を深く心に刻み行動していただきたいと願います。最後に当局に一言、確かに取引上役場側で発注や入札制限をする必要はありませんが、契約を締結もしくは発注をすることにより同条例違反となるときには、入札ないしは発注を制限することは差し支えないと解します。注意を促す等の対応も必要ではないでしょうか。また審査過程において代表者変更届についての取り扱いが非常に重要になっていたなかで、11月上旬に佐藤真二議員から、問題の代表者変更届の取下げ書が提出された際、資格審査特別委員会へ提出事実も受理事実も連絡しなかった点については、まことに遺憾であり厳重に注意します。議員一人の資格を左右する重要な書類ですので今後はこのようなことがないように十分に注意してください。以上

○ **議長（武石善治）** これから委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

この件については、自己の資格について弁明の機会が許されておりますが、申し出がありませんので、これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○ **議長（武石善治）** 討論がないようですので討論を終結いたします。

佐藤真二議員の議員の資格決定の件を採決いたします。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は、資格決定書案のとおり、「議員の資格を有する」というものです。

本件は、委員長報告の決定書案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立 多数）

起立5人であります。したがって出席議員の3分の2以上には該当しないこととなります。よって、「佐藤真二議員の議員の資格決定の件」は委員長報告の決定書案のとおり、「議員の資格を有するもの」と決定いたしました。

佐藤真二君の除斥を解きます。

（佐藤真二議員着席）

## 閉 会

○ **議長（武石善治）** 以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。これにて、平成23年第7回上小阿仁村議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

10時48分 閉会

上記、会議経過は、議会議務局長伊藤秀明の記載したものであるが、その内容に相違なき事を証明するため、ここに署名する。

議 長 \_\_\_\_\_

署名議員 \_\_\_\_\_

署名議員 \_\_\_\_\_